

**H. 電気通信産業の最適構造****1. 「縦割り（上下統合、水平分業）」（長距離と市内、地域別分割）**

問題点：

- 地域独占・インフラ独占が残る
- ユニバーサル・サービスが困難
- 研究開発力の弱化
- 標準化が困難になる
- 規制が複雑化する傾向がある

**2. 「横割り（上下分離、垂直分業）」**

問題点：

- 国際間の整合性が必要
- （米）基礎サービス
- 上部（拡張）サービス
- （独占・規制分野と競争分野を分離できる）

構造：

- インフラ保有・提供会社（非規制）
- 基礎サービス提供（ネットワーク）会社（規制）
- 上部サービス提供会社（非規制）
- ユニバーサル・サービスが可能
- 競争の最大限の実現
- 「分割コスト」が大

長所：

- 競争の推進（オープン・プラットフォームの形成）
- 標準化の実現
- 独占の「必要悪」を最小化

垂直分業の例：

- 道路と自動車と商業
- 新幹線保有機構とJR（東日本、東海、西日本）
- 航空機と旅行業者
- 海運業と流通業
- 第一種・第二種事業（不完全分業）

**運輸通信の階層構造 分業**

目的	荷物	生産者 (メーカー)
手段	トラック	トラック業者
設備	高速道路	道路公団
地上 水上 地下	スペース	政府

- ① 運輸交通  
上下分離・上下分業
- ② 通信・放送  
上下統合・垂直統合  
単一事業者が仕事をしている

## 上下分離体制下の情報通信産業構造（通信と放送の融合）

事業等種別	経済主体とその種別	供給 形体 種別		
最終需要	消費者、一般企業、政府・自治体・公益団体			
コンテンツ供給	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">コンテンツ作成・供給事業者（新聞、出版、音楽・映像作成、通信社、プロダクション、広告等）</td> <td style="width: 40%;">Web、メール</td> </tr> </table>	コンテンツ作成・供給事業者（新聞、出版、音楽・映像作成、通信社、プロダクション、広告等）	Web、メール	競争 領域
コンテンツ作成・供給事業者（新聞、出版、音楽・映像作成、通信社、プロダクション、広告等）	Web、メール			
情報伝送	<p>ネットワーク事業者（放送型、電話（広・狭帯域）型、専用型、アクセス型、バックボーン型、インターネット型等）          [接続・アンバンドル規制？] [放送型の集中排除規制？]</p> <p style="text-align: center;">＜「三原則」による供給＞</p>			
インフラ供給	<p>情報伝送インフラ供給公社（有線インフラ、無線インフラ）          [ユニバーサル・サービス？] [インフラ先行建設？]</p>	独占 供給 領域		

### III. 電気通信（テレコム）産業における放送と規則（続き）

#### I. 諸外国における電気通信産業

##### 1. アメリカ

###### (i) 特色

19世紀末の電気通信事業の創業以来、複数の私企業によって事業経営が進められた。

（旧）Bell電話会社を母体とするAT&Tが中心的な存在であった。

1984年にAT&Tの分割

1996年にテレコム・ケーブルテレビ間、長距離・地域市場間の相互参入自由化

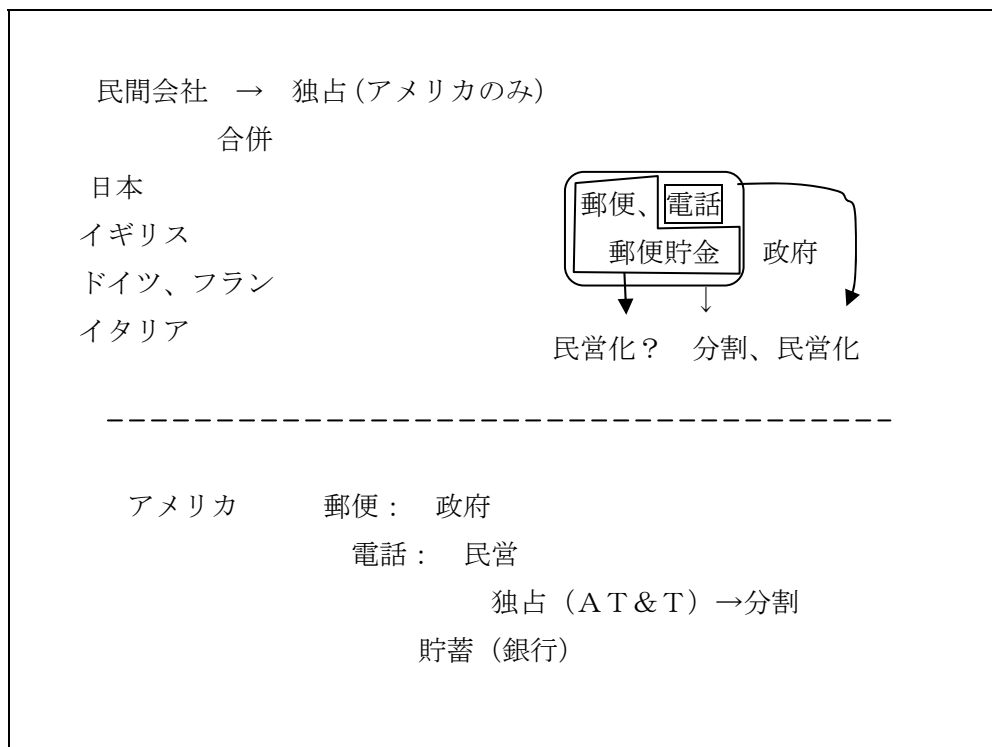
###### (ii) 制度（規制の体制）

FCC（連邦通信委員会、Federal Communications Commission）

独立の規制機関、国際通信および国内通信のうち州際通信を規制  
各州の公益事業委員会

各州内の事業の認可、料金の許可等を行っている。

（実際には、独占禁止法との関連で、司法省・裁判所が関与する。）



###### (iii) 歴史

1877年 Bell電話会社設立

1885年 AT&TがBell電話会社の子会社として設立

- 1889年 AT&TとBell電話会社の合併
- 1913年 司法省反トラスト法違反問題  
キングズベリー約定（AT&Tと司法省との**第1次独占禁止法訴訟**が和解）  
独立電話会社との接続（市外回線網の開放）  
独立電話会社の買収・合併の禁止
- 1934年 連邦通信法設定  
連邦通信委員会(FCC) の設立
- 1949年 司法省によるAT&Tに対する**第2次独占禁止法訴訟**（ウェスタンエレクトリック会社——AT&Tによる電話端末等の製造会社・の分離を要求）
- 1956年 司法省とAT&Tとの同意審決（**第2次独占禁止法訴訟**が和解）  
ウェスタンエレクトリックは分離しないが、その製品はBell会社にのみ納品  
Bellシステムは電気通信分野以外に進出しない  
AT&Tの技術情報の公開
- 1959年 FCC により 890メガサイクルを超える電波の使用を解放
- 1963年 MCI が専用線サービスの許可を申請（自由化のはじまり）  
（FCC により1969年に認可）
- 1968年 FCC の「カーターフォン」裁定  
自営機器の電話網への接続を認める
- 1971年 FCC の特殊通信事業者裁定  
専用線への参入の自由化  
FCC **第1次コンピュータ調査裁定**  
データ処理サービスの自由化
- 1972年 オープン・スカイ・ポリシー裁定（米国内衛星通信の自由化）
- 1974年 司法省によるAT&Tに対する**第3次独占禁止法訴訟**開始  
（ウェスタンエレクトリック・Bell研究所の分離、Bell 系電話会社の分離・分割）
- 1978年 MCI によるエグゼキュ・ネット（無線回線による市外通話サービス）を開始  
FCC はこれを禁止
- 1978年 連邦最高裁判所がエグゼキュ・ネットの合法性を認める
- 1980年 FCC **第2次コンピュータ調査裁定**  
基本サービスは規制  
高度サービスは自由化

- 1982年 司法省による**第3次独占禁止法訴訟和解**、AT&Tとの修正同意  
審決  
Bell系電話会社の分離  
ウェスタンエレクトリック・Bell研究所は分離しない  
AT&Tは分離子会社によって非規制分野に進出できる  
FCC が長距離事業者と加入者からのアクセスチャージを実施
- 1984年 AT&Tの分離・分割、Bell系電話会社独立 (7 RHC & 22 RBOC)
- 1986年 FCC **第3次コンピュータ調査裁定**
- 1987年 新しい価格規制 (プライス・キャップ)  
修正同意審決の見直し
- 1992年 CAP業者の参入を認める、RHCに接続命令 (FCC)
- 1992年 FCCのビデオ・ダイヤルトーン裁定
- 1993年 クリントン政権の「情報ハイウェイ」政策
- 1995年 通信法改正の動き——ローカル・長距離の相互参入、ケーブルテレビとの相互参入
- 1996年 2月に通信法大幅改正。各市場相互参入、競争の推進

基本サービス (音声・データをそのまま伝えるサービス)

高度サービス (コンピュータを使ってさまざまな処理を加えて伝えるサービス)

アクセスチャージ (市外電話をかける／かけさせるために使う市内電話の使用料)

## 米国の主な電気通信政策の流れ

年	出来事
1913年	キングズベリー誓約（第一次AT&T反トラスト法訴訟が和解）
34年	米国通信法制度（FCC設立）
56年	同意審決（第二次 AT&T 反トラスト法訴訟が和解）
72年	オープン・スカイ・ポリシー裁定（米国内衛星通信分野の自由化）
74年	司法省、第三次AT&T反トラスト法訴訟を起こす
76年	専用線の再販・共同利用の規制撤廃
77年	端末機器登録制度の実施（端末機器の自由化）
78年	エグゼキュネット判決（長距離通信分野への新規参入の自由化）
82年	修正同意審決（第三次AT&T反トラスト法訴訟が和解）
84年	AT&T分割（7つのRHCと22のBOCへ）
87年	修正同意審決の見直し（情報サービスの伝送は認められる）
90年 4月	コロンビア特別地区控訴裁判所が、87年の修正同意審決見直し裁定の再審を命じる
91年 7月	RHCによる情報サービス内容の提供禁止を撤廃する判決。ただし発効は上級審の判決が確定するまで差し止め
8月	グリーン判事、これを不服として提訴していたRHCの訴えを却下

## (iv) 電気通信産業組織（米）の現状（\*は強い規制下にあるもの）

## ① 市内電話

ベル電話会社（22会社、7持株会社に統合）\*

独立電話会社（1,500社）\*

——地域内でそれぞれ独占、他事業へ進出禁止

（上部サービスは1992年に解禁）

## ② 市外・国際通話

（新）AT&T\*

独立電話会社（MCI 他）

——非対称規制（AT&T は規制、他は自由）

- ③ データ通信、付加価値通信 (VAN等)
  - AT&Tアメリカンベル
  - GTE テレネット
  - タイムネット 他
  - これらのサービスをベル電話会社に認めるか否かが係争中  
(1991 : FCCはこれを認める方向の裁定を下した)
- ④ 移動通信 (ページング (ポケットベル) 、自動車・船舶・航空機電話等)
  - 各電話会社・無線通信事業者 (700 社)
- ⑤ 通信機器製造
  - AT&Tウェスタン・エレクトリック
  - 他メーカー等 (1,500 社)

(v) 現在の諸問題

- ① 「ユニバーサル・サービス」 実現方式、「アクセス・チャージ設定」 の  
問題
  - (旧) AT&Tの分割にともない、従来赤字を出していた市内料金が上昇する形勢になった。FCC は市外通話のための市内回線の使用について地域電話会社が「アクセス・チャージ (交換接続料) 」を徴収することを認めた。1984年に事務用電話加入者および長距離電話事業者の双方からのアクセス・チャージ徴収を実施し、1985年に一般家庭からもアクセス・チャージを徴収することになった。(1996年から本格的ユニバーサル・サービス実施を検討中。)
- ② 旧ベル系地域電話会社への接続要件
  - 長距離事業者
  - CATV業者
  - CAP業者
- ③ 旧ベル系地域電話会社による他市場への参入条件の設定
  - 長距離市場
  - CATV市場
  - 高度サービス市場
  - 機器製造



## 2. イギリス

19世紀末に、民間企業によって電気通信事業が始められたが、政府が順次買収し、20世紀初頭には国営体制が確立した。

1977年のサッチャー政権成立以来、電気通信分野の自由化政策が打ち出された。

1981年に国営の郵電公社 (British Post Office: BPO) を郵便業務と電気通信業務に分離し、後者を民営化して British Telecom 株式会社 (BT) が電気通信業務のために設立された。

1982年、マーキュリー社を電話事業に参入させ、BTと競争させることにした。

1984年、電気通信産業の規制を目的とする独立の機関「電気通信庁 (オフテル「OFTEL」)」を設置し、その運営を電話事業者から徴収する事業免許料でまかなうこととした。(日本、米国では免許料は実質上徴収していない。)

1991年までイギリスの電気通信産業は、BTとマーキュリーの2社による複占体制で運営された。マーキュリー社のシェアは1%程度。同年、CATV業者による参入を認めて、競争促進政策。オフテルはBTにより強い規制(非対称規制)を加えている。

1992年以降、漸次自由化。

2003年、通信法の大規模改正、競争原理の採用